

名古屋港管理組合公報

平成19年2月15日
(木曜日)
第389号

目 次	
告 示	
○放置自動車の廃物認定	1
告 示	
名古屋港管理組合告示第1号	
名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。	
平成19年2月15日	
名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久	

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成19年3月1日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所 在 地	車 種 等	登録番号等	塗 色
14空002	名古屋市港区空見町	三菱 ミニカ	H22A-0331856	紺
16大001	名古屋市港区築地町	トヨタ チェイサー	名古屋300す79-52	黒
16空003	名古屋市港区空見町	三菱 ミニキャブ	名古屋40れ18-17	白
16金004	名古屋市港区金城ふ頭三丁目	ダイハツ ミラ	L200S-552252	紺
16木002	海部郡飛島村木場	トヨタ ビスタ	SV30-0149235	緑
16弥002	海部郡飛島村西浜	三菱 ミニカ	H22V-0021615	白
17木002	海部郡飛島村木場	スズキ アルト	CL11V-207787	白
17木003	海部郡飛島村木場	トヨタ カローラII	EL30-0120588	白

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合